

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

(為替取引分析業関係)

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」(令和4年6月10日法律第61号)	改正法
資金決済に関する法律	資金決済法
為替取引分析業者に関する命令	分析業命令
為替取引分析業者に関する内閣府令	分析業府令
為替取引分析業者向けの総合的な監督指針	分析業監督指針
金融審議会資金決済ワーキング・グループ報告(2022年1月11日)	資金決済WG報告

※分析業命令・分析業府令について頂いたコメントにつきましては、「金融庁の考え方」において、記載の便宜上、分析業命令に係る記載としておりますが、分析業府令についても同じです。

目次

I 業該当性について	1
II 適用除外について	2
III 為替取引分析業者の体制整備について	3
IV 許可申請書・業務方法書・報告書について	4
V 為替取引分析関連業務について	6
VI その他	8

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
I 業該当性について		
1	<p>外国銀行の在日支店では、フィルタリングおよびモニタリングをグローバルなシステムで処理しており、海外所在の本店において行っているケースが多い。</p> <p>この場合は、在日支店と本店は同一法人格であるため、そもそも、為替取引分析業には該当しないとの理解でよいか。</p>	<p>同一の法人における本店と支店との間において一方が他方の依頼を受けて資金決済法第2条第18項各号に掲げる行為のいずれかを行うにとどまる場合は、為替取引分析業には該当しないものと考えます。</p>
2	<p>「為替取引分析業者向けの総合的な監督指針」本編 p90-91 の1-4に記載されている、「検討又は選定」「分析の範囲や深度の検討又は決定」等への関与の度合いの程度をもって為替取引分析業に該当するか否かが判断される旨の記載があることから当該システム等の運用や保守は行うものの、それら「検討又は選定」等は、提供するシステム等の顧客である金融機関が行う場合には、為替取引分析業に該当しないのでしょうか？</p> <p>二十以上の顧客を有する場合、という基準は、これらの関与の度合いと関連して、総合的に、個別に判断されるのでしょうか？</p>	<p>事業者が運用等を行う情報システム等を用いて為替取引分析業務が行われる場合において当該事業者の行為が為替取引分析業に該当するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して、分析業監督指針 III-4-1-1 (1) ①から④までに掲げる事情等を総合的に勘案して実質的に判断されるべきものであることから、お示しの情報のみをもって一概に回答することは困難です。</p> <p>なお、お示しの「二十以上の顧客を有する場合、という基準」は、分析業命令第2条第1号に規定する金融機関等の数に関する基準を指すものと推察しますが、同条は、許可を受けることなく為替取引分析業を行うことができる場合を規定するものであり、個別具体的な業務が為替取引分析業に該当するかどうかを判断するための基準を規定するものではありません。</p>
3	<p>ベンダーが情報システム等を提供した後、システムの運用管理や保守を行っているものの、実際の取引フィルタリング業務・取引モニタリング業務はもっぱら銀行が行い、ベンダーは行っていない場合(=システム面の管理のみ)、為替取引分析業には該当しないという理解でよいか。</p> <p>制裁対象者などのリストの更新はベンダーが行うが、それらのリストを選択して必要なものを当行の顧客取引データベースと突合する場合、ベンダーは為替取引分析業に当たらないと考えて良いか。</p>	<p>事業者が運用等を行う情報システム等を用いて為替取引分析業務が行われる場合において当該事業者の行為が為替取引分析業に該当するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して、分析業監督指針 III-4-1-1 (1) ①から④までに掲げる事情等を総合的に勘案して実質的に判断されるべきものであることから、お示しの情報のみをもって一概に回答することは困難です。</p>
4	<p>監督指針許可の要否の判断基準 1 法第2条第18項第1号又は第2号に掲げる行為のいずれかに係る業務において、分析に必要となる制裁対象者等リストの検討又は選定にどの程度関与して</p>	

	<p>いるか。</p> <p>⇒リストの候補を提示するのみで、金融機関ごとに分析するリストを選定いただく形式の場合はどのように判断されますでしょうか</p>	
5	<p>監督指針許可の要否（１）許可の要否の判断基準 2 為替取引分析業務において、顧客情報や取引情報のどの項目を対象として分析を行うのかという分析の範囲や深度の検討又は決定にどの程度関与しているか。</p> <p>⇒すべての項目の分析が可能な状態で、必要に応じて金融機関に項目等を決定いただく場合はどのように判断されますでしょうか</p>	
<p>II 適用除外について</p>		
6	<p>外国銀行の在日支店、または、日本法人が、海外所在の別法人である親銀行に、フィルタリングやモニタリングを行ってもらっている場合には、（分析業命令）第 2 条第 2 号ロに規定する適用除外に該当するため、為替取引分析業には該当しないとの理解でよいのか？</p>	<p>同一の法人における本店と支店との間において一方が他方の依頼を受けて資金決済法第 2 条第 18 項各号に掲げる行為のいずれかを行うにとどまる場合は、為替取引分析業には該当しないものと考えます。</p> <p>さらに、海外所在の外国銀行（外国の法令の規定により銀行業の免許と同種類の免許等を受けている者）が、別の法人である当該外国銀行のいわゆる日本法人から委託を受けて為替取引分析業を行う場合は、分析業命令第 2 条第 2 号ロに該当し、許可を受けることなく為替取引分析業を行うことができるものと考えます。</p>
7	<p>外国銀行の在日支店、または、日本法人が、海外所在の別法人である外国銀行持株会社に、フィルタリングやモニタリングを行ってもらっている場合には、（分析業命令）第 2 条第 2 号ニに規定する適用除外に該当するため、為替取引分析業には該当しないとの理解でよいのか？</p>	<p>外国の法令に準拠して設立された持株会社（外国の法令の規定により銀行持株会社の認可と同種類の認可等を受けている者）が、当該持株会社の子会社である日本に所在する銀行（銀行法第 47 条第 2 項に規定する外国銀行支店を含みます。）から委託を受けて為替取引分析業を行う場合は、分析業命令第 2 条第 2 号ニに該当し、許可を受けることなく為替取引分析業を行うことができるものと考えます。</p>
8	<p>グループ所属の海外所在の関連会社（親銀行でも、持株会社でもない“サービス会社”）が各国支店のフィルタリング・モニタリング業務を担い、在日支店や日本法人からも業務を委託しているケースも多い（海外所在の本店、親銀行、持株会社から再委託されるケースも含む）。</p>	<p>お示しのケースは分析業命令第 2 条第 2 号に規定する場合には該当しませんが、同条第 1 号に規定する場合に該当する場合は、許可を受けることなく為替取引分析業を行うことができます。</p> <p>なお、同号の該当性の判断に当たっての留意事項は分析業監督指針 III-4-1-1（2）にあ</p>

	<p>この場合、(分析業命令) 第2条第1号に該当し、日本から委託している在日支店や日本法人の数が「20以下」とどまる場合には、適用除外に該当し、為替取引分析業には該当しないとの理解でよいか?</p>	<p>るとおりであり、同号に規定する金融機関等の数が現に20以下の場合であっても、「同日後においても20を超えることとならない」とはいえない場合があります。</p>
9	<p>取引フィルタリングや取引モニタリングを委託する場合、委託元である金融機関等は受託者が為替取引分析業者の許可を受けている先かどうか、委託元金融機関の数等から判断して、適用除外先か、などを確認する義務はあるのか。</p>	<p>金融機関等は、各業法等に基づき、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行を確保するための措置等を講ずる義務を負います。</p> <p>一般に、当該義務を履行するためには、委託元となる金融機関等において、委託しようとする業務に係る許認可の取得状況を含め、当該第三者の委託先としての適格性を確認する必要があるものと考えます。</p>
<p>Ⅲ 為替取引分析業者の体制整備について</p>		
10	<p>本章(分析業監督指針 III-3-3)で、記載のある業務継続と、III-3-5 システムリスク管理における、コンテンジェンシープランは同義でしょうか、同義であるとした場合、重複感があるため、統合した方がよいと思料します。</p> <p>統合が難しいのであれば、例えば、III-3-3における「想定される危機の事例」に、III-3-5にて、言及のある、サイバー攻撃を含めるべきと思料します。</p>	<p>分析業監督指針 III-3-5に記載のコンテンジェンシープランの策定等は、III-3-3に記載の業務継続計画の策定等に含まれるものと考えます。</p> <p>情報システム等の利用が不可欠であると思われる為替取引分析業者の監督に当たっては、システムリスクに関するコンテンジェンシープランの策定等について検証することは特に重要であると考えられることから、監督事務上の着眼点として改めて特記しています。</p> <p>なお、III-3-3における「想定される危機の事例」のうち「事故」「対企業犯罪」「業務上のトラブル」は、システム障害やサイバー攻撃を含み得るものと考えます。</p>
11	<p>本章(分析業監督指針 III-1-1)の、「内部監査部門」の項目には、III-3-5 システムリスク管理のシステム監査の項目にある、「システム関係に精通した要員による」という監査要員の知識・経験の言及がありません。</p> <p>III-3-5と同様に、監査要員の知識・経験の言及を含めるべきと思料します</p>	<p>監査要員に求められる知識経験は被監査部門・分野の特性等に応じて異なると考えられることから、総括的事項を記載する分析業監督指針 III-1-1においてはこれを記載しておりません。</p> <p>内部監査部門の体制については、システム監査以外の分野においても、監査要員の人選も含め、監査が有効に機能するために十分な体制となっているかといった観点から検証されることになります。</p>

12	<p>情報漏えい等に対する対応において、第一報に関する、時間的制約（いつまでに提出を求めるのか）に関する記述がありません。</p> <p>一方、個人情報保護法では、第一報および、続報について、いつまでに提出するかの記載があります。同様な時間的制約があるものと考えればよいでしょうか。</p>	<p>情報漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じたことを認識次第、直ちにその事実（当該事態が生じた旨）を当局に報告することが望ましいと考えます。</p> <p>また、分析業命令第 15 条に基づき、原則として、当該事態が生じたことを認識次第、速やかに（おおむね 3～5 日以内を目安として）その事実等を当局に報告することが求められます。当該速やかな報告は、「情報漏えい等報告書」により行っていただくことを想定しています。</p>
13	<p>金融機関等を委託元とする為替取引について外為法や国際テロリスト財産凍結法のリストとの照合は為替取引分析業とされているところであり、当該業務を行うためには許可制度および許可の基準が定められているところである。</p> <p>この間、金融機関等における制裁指定対象者のリストとの照合に関しては、金融庁「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」において、数時間、遅くとも 24 時間以内取引フィルタリングを行う態勢が求められている（もっとも、現実的には、この要請を満たすことは非常に困難ではないかと考えられる。）</p> <p>既に存在する業者が為替取引分析業に該当する場合には、許可申請においては 24 時間以内取引フィルタリングを行える業務体制が審査対象となるのか？</p> <p>現在、全国銀行協会が中心となって送金に係るフィルタリングおよびモニタリングの共同機関の検討が進められている。</p> <p>この共同機関も、為替分析取引業に該当するものと考えられるが、24 時間以内でフィルタリングを行える業務体制が審査対象となるのか？</p>	<p>マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインは為替取引分析業者を直接の対象としておらず、必ずしも為替取引分析業者に当該態勢の確立を求めるものではありませんが、分析業監督指針 III-3-8（1）に記載のとおり、為替取引分析業の遂行の適正性・確実性の検証に当たっては、金融機関等に求められる対応に照らして、適切な対応がなされているかどうかを検証されることとなります。</p> <p>許可の審査に当たっては、行おうとする為替取引分析業の個別具体的な業務実施内容等を踏まえつつ、分析業監督指針 III-4-1-2-4（1）に記載のとおり、III-3-8（1）に記載の着眼点も含め、為替取引分析業者としての適格性に着目して審査されることとなります。</p> <p>なお、許可の審査において、改正法の施行の際現に為替取引分析業を行っているのか施行後に為替取引分析業を新たに行おうとするのかの違いのみをもって具体的な審査項目を異ならせることは想定していません。</p>
IV 許可申請書・業務方法書・報告書について		
14	<p>「命令案第 5 条第 7 号」について</p> <p>許可申請書の添付書類として、「委託に関わる契約の契約書」を求められている趣旨をご教授ください。</p>	<p>為替取引分析業者が為替取引分析業等の外部委託をする場合において、その外部委託に係る業務に問題が生じたときは、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行に疑義が生じ得るため、為替取引分析業者は、外部委託に係る業務を適正かつ確実</p>

		<p>に遂行させることを確保するための体制整備に関する事項等を業務方法書に記載し、その定めるところにより業務を行わなければなりません（資金決済法第 63 条の 29 第 2 項第 6 号等）。このため、為替取引分析業の許可申請の際、その業務方法書につき、為替取引分析業を適正かつ確実に遂行するために十分であることなどの審査がされることになっています（同法第 63 条の 25 第 1 項第 1 号）。</p> <p>ご指摘の分析業命令第 5 条第 7 号に掲げる書類は、上記審査に必要となるため、許可申請書の添付書類としております。</p>
15	<p>業務方法書は、変更の都度、申請・承認が必要となるものであることから、為替取引分析業または関連業務に係る委託先の「氏名又は商号若しくは名称」が業務方法書の記載事項となる場合、委託先（再委託先）を追加あるいは変更するたびに、取締役会を経て申請を行うなど、事務の負担が過大となる懸念がある。</p> <p>本記載の趣旨が、為替取引分析業者による適切な委託先管理とするのであれば、委託先については事後的な報告対象とすることで代替可能であると考えます。</p> <p>よって、同号（分析業命令第 12 条第 7 号）の「委託先の氏名または商号もしくは名称」については削除していただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、分析業命令第 12 条第 7 号に掲げる事項から「委託先の氏名又は商号若しくは名称」を削除しました（分析業府令第 12 条第 7 号についても同じ対応をしました。）。</p> <p>なお、為替取引分析業者は、例えば、為替取引分析業者の同意なく再委託がされないようにし、再委託を認める場合には、再委託先等にも為替取引分析業者による監督が及ぶようにするための措置を講じているかなど、分析業監督指針Ⅲ－3－7 等の記載にも留意のうえ態勢を整備していただく必要があります。</p>
16	<p>「命令様式案別紙様式第 2 号」について</p> <p>命令様式案別紙様式第 2 号（為替取引分析業に関する報告書）の 5. の表には、為替取引分析業務を委託する金融機関等の氏名又は商号若しくは名称及び住所を記載することとされている。</p> <p>しかしながら、法第 63 条の 33 第 2 項では、許可申請書に記載した為替取引分析業務を委託する金融機関等の氏名又は商号若しくは名称及び住所の変更について届出事項とされている。加えて、為替取引分析業務の委託元となることが想定される金融機関や資金移動業者においても、その本業に係る規制において「住所変更」が当局への届出事項等ともされている。</p>	<p>ご意見を踏まえ、事業者負担軽減の観点から、分析業命令別紙様式第 2 号の記載事項から委託元である金融機関等の住所の項目を削除しました（分析業府令別紙様式第 2 号についても同じ対応をしました。）。</p>

	<p>については、行政関係手続に係る届出事項の簡素化の観点から、上記別紙様式等における「住所」の記載について削除をご検討いただきたい。また、同様な趣旨から、将来的には、法第63条の24第1項第7号の許可申請書（変更時の届出事項を含む）における「住所」の記載についても削除をご検討いただきたい。</p>	
<p>V 為替取引分析関連業務について</p>		
17	<p>（分析業命令）第8条第1号ハにおいて、「（前略）制裁対象者等（中略）に関する情報の全部又は一部の取得又は提供を行う業務」を、為替取引分析関連業務と規定しているのは何故か？</p>	<p>為替取引分析業者の業務範囲として、①為替取引分析業に加え、②特段の許可等を要せず為替取引分析業に関連する業務（為替取引分析関連業務）も併せて行えるほか、③これら以外の業務でも、当該為替取引分析業者が為替取引分析業を適正かつ確実にを行うにつき支障を生ずるおそれがないと認められる業務について、主務大臣の承認を受けて行うことができることとしています（資金決済法第63条の27第1項）。</p> <p>ご指摘の分析業命令第8条第1号ハに掲げる業務については、例えば、為替取引分析業者が、為替取引分析業として行う取引のフィルタリングに関連して、当該業務で用いるリソースを活用して行うことなどが考えられることから、為替取引分析関連業務として規定しております。</p>
18	<p>「疑わしい取引の届出に係る届出書又は電磁的記録媒体及び電磁的記録媒体提出票の作成事務の代行」（分析業監督指針Ⅲ－3－9（1）①）とある。業者が担うのは、代行のみであって、当局への提出は金融機関等が行うものとの理解でよいか？</p>	<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律第8条第3項に規定する疑わしい取引の届出を行う義務は、同法第2条第2項に規定する特定事業者である金融機関等に課せられた義務であり、当該届出については金融機関等が自己の名で行う必要があるものと考えます。</p>
19	<p>（分析業命令）第8条第3号において、 「（前略）当該為替取引が犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する犯罪利用預金口座等その他これに類するものに係る為替取引に該当するかどうかを分析（後略）」と規定されている。 前段の 「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年</p>	<p>例えば、警察・暴力追放運動推進センター又は全国銀行協会が作成し金融機関等に提供する各種リストに掲載されている者に係る為替取引を想定しています。</p>

	<p>法律第百三十三号) 第二条第四項に規定する犯罪利用預金口座」</p> <p>とは、いわゆる“振り込め詐欺”関連の口座、と理解。</p> <p>他方、後段の「その他これに類するもの(に係る為替取引)」としては、どのようなものが想定されているのか?</p> <p>例えば、「監督指針」(案) III-3-9(1)③に記載されている、「暴力追放運動推進センター又は全国銀行協会が作成し金融機関等に提供する各種リスト」を通じて情報提供される、“反社会的勢力”に係る為替取引も想定されているのか?</p>	
20	<p>「警察・暴力追放運動推進センター又は全国銀行協会が作成し金融機関等に提供する各種リストを用いて、いわゆる取引のフィルタリングを行うことが、これに該当する。」(分析業監督指針Ⅲ-3-9(1)③)とある。</p> <p>2018年1月に、警察庁データベースを活用して、全銀協・預金保険機構が、一部邦銀向けに反社会的勢力に関する照会サービスをスタートしたが、これも該当するとの理解でよいか?</p>	<p>全国銀行協会が「反社会的勢力との関係遮断に向けた対応について」(2018年1月4日)で公表した取組については、その内容に照らし、分析業命令第8条第3号に掲げる業務には該当しません。</p>
21	<p>「金融機関等以外の者(前号に規定する者を除く。)の委託を受けて」(分析業命令第8条第6号)とある。</p> <p>為替取引分析業を、「複数の金融機関等の委託を受けて」と規定し(法第2条第18項)、“金融機関等”を“銀行等”(資金決済に関する法律施行令第2条)と規定したにも関わらず、敢えて、一般企業まで想定した“キャッチオール”規程をここでもうけて、関連業務としているのは何故か?</p>	<p>ご指摘の分析業命令第8条第6号に掲げる業務は、銀行等以外の者の委託を受けて、制裁対象者等のリストを用いたいわゆる取引のフィルタリングを行うものです。</p> <p>この業務については、例えば、為替取引分析業者が、銀行等の委託を受けて為替取引分析業として行う取引のフィルタリングに関連して、当該業務で用いるリソースを活用して行うことなどが考えられることから、為替取引分析関連業務として規定しております。</p>
22	<p>(分析業監督指針Ⅲ-4-1-1(1))末尾の“なお書き”によれば、「顧客等の氏名(通称を含む。)、商号又は名称のみを用いて制裁対象者等との照合を行うにとどまる場合」は「為替取引分析業」に該当しないとされている。</p> <p>「関連業務」にも該当しないのか?</p>	<p>個別具体的な業務が為替取引分析関連業務に該当するかどうかは個別事例ごとに実態に即して実質的に判断される必要がありますが、資金決済法第2条第18項第1号又は第2号に掲げる行為のいずれかに係る業務において、当該行為に係る分析が「顧客等の氏名(通称を含む。)、商号又は名称のみを用いて制裁対象者等との照合を行う」ことのみにより行われている場合は、当該行</p>

		為は、為替取引分析業に附帯する業務として為替取引分析関連業務に該当し得るものと考えます。
23	「為替取引分析“関連業務”」だけを営む場合でも、同業の認可を取得する必要があるのか？	為替取引分析業に該当する行為を行わない場合は、為替取引分析業の許可を受ける必要はありません。
	VI その他	
24	<p>「監督指針案」全般について</p> <p>各政令・命令・省令及び監督指針案によると、既に金融機関向けに取引フィルタリング・モニタリングサービスを提供している事業者についても、その提供サービスの内容等に応じて為替取引分析業者に該当する可能性があり得ると思われる。</p> <p>しかしながら、そうした事業者については、各事業者によって、組織形態やガバナンス等の特性、規模、委託を受けて実施している業務内容やその経緯等がかなり異なっているものと思われる。</p> <p>こうした中、監督指針案「1-2-2 本監督指針の位置付け」(3)には、「(前略) 本監督指針の運用に当たっては、各為替取引分析業者の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。(後略)」と記載されているが、特に、仮に上記のような事業者が為替取引分析業者となる(あるいはなった)場合には、本監督指針の全般の運用に際し、各事業者の置かれた個別の状況・事情・経緯等を踏まえた取扱いにご配慮をいただくようお願いしたい。</p>	分析業監督指針 I-2-2(3)等にのっとり、適切な監督対応に努めていきます。
25	該当する業務(為替取引分析業務及び為替取引分析関連業務)の数を複数有している場合(企業Aとします)と、一つの為替取引分析業務のみ有する場合(為替取引分析関連業務を持たない場合、企業Bとします)とで、行われる監督の内容や頻度に違いはあるのでしょうか？	各為替取引分析業者に対してどのような対応が必要となるのかは、分析業監督指針 I-1(3)に記載のとおり「各為替取引分析業者の規模・特性や財務の健全性・法令等遵守等に係る重大な問題が発生する蓋然性等に応じて」判断されるべきものであることから、お示しの例について一概に回答することは困難です。
26	金融商品取引業者(以下「金商業者」という。)は、不特定多数の顧客を相手に、外国株及び外債等の売買に伴う為替取引並びに犯収法に基づく取引時確認及び疑わしい取引の届出も行っているところ、資金決済法では、為替取引分析業者は	資金決済法第2条第18項において、複数の金融機関等の委託を受けて、当該金融機関等の行う為替取引に関し、取引のフィルタリングやモニタリングを業として行うことを為替取引分析業としています。

「金融機関等」即ち「銀行等」からの委託に限定され(改正資金決済法第 63 条の 23、同法第 2 条第 18 項及び資金決済法施行令第 2 条)、金商業者からの委託は規制対象になっていません。

一方で、為替取引分析業者に対する兼業制限(同法第 63 条の 27)を受けた命令等では、為替取引分析関連業務として「金融機関等以外の者」からの委託を含み(為替取引分析業者命令案第 8 条第 6 号及び為替取引分析業者内閣府令案第 8 条第 6 号)、為替取引分析業者向けの総合的な監督指針案では、「金融機関等やその他の者に対して行うもの」も「為替取引分析業に附帯する業務」として位置付けられ、「銀行等」を委託元とする為替取引分析業者が金融商品取引業者を相手方としても疑わしい取引の届出に係る届出書又は電磁的記録媒体及び電磁的記録媒体提出票の作成事務の代行も行え、また、取引フィルタリングに関連するものも行うことができるということになっています(同監督指針案Ⅲ-3-9(1)①、⑥及び別表 3(1))。

このような規制構造の下においては、金商業者からのみの為替取引分析業に相当する業務に係る委託を受けた者については免許規制、兼業規制及び監督規制がなく、統合的な規制となっていないのではないかと考えます。

そこで、銀行等と同様に金商業者も不特定多数の顧客を相手方として一定の為替取引及び並びに取引時確認及び疑わしい取引の届出を行っていることを重視し、金商業者からの委託を受けて為替取引分析業に相当する業務を行う者についても、その業務運営の質を確保し情報の適切な管理及び体制整備等を図り、銀行等からの委託を受けた者に対する規制と統合的な規制を確保する観点から、委託元である「金融機関等」に金商業者を含めた上で許可制を導入するとともに、為替取引分析業者として兼業規制及び監督規制を適用すると措置することが適当であると考えます。

このような業規制の対象としたのは、FATF による第 4 次対日相互審査の結果も踏まえ、銀行等における取引のフィルタリングやモニタリングの高度化・効率化を図ることが喫緊の課題となっていること、銀行等を中心に取引のフィルタリングやモニタリングを共同化する動きがあること、日本において為替取引がマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが高いとされていることなどを踏まえたものです(資金決済 WG 報告 P2、3)。